

埼玉県北部地域における
寄附講座運営支援事業補助金交付要綱

医 人 第 3 2 3 号
令和7年4月1日

(趣旨)

第1条 県は、寄附講座を設置して、埼玉県北部地域における消化器疾患に携わる医師の人材育成方法とその地域における消化器疾患医療体制の整備に関する調査研究を行う事業への寄付金に対し、予算の範囲内において補助金を交付する。

2 前項の補助金の交付に関しては、補助金等の交付手続等に関する規則(昭和40年埼玉県規則第15号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助対象経費)

第2条 この補助金の交付対象となる経費は、寄附講座の設置に関する協定書に基づき、大学医学部が消化器疾患に携わる医師の人材育成方法とその地域における消化器疾患医療体制の整備に関する調査研究を行うために設置する寄附講座の運営に係る事業に対して、病院が支出する寄付金とする。

(補助額の算定方法)

第3条 補助額は、次により算出するものとする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(1) 別表第1欄に規定する基準額と同表第2欄に規定する対象経費に係る実支出額とを比較して、少ない方の額を選定する。

(2) (1)による選定額と総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して、少ない方の額を交付額とする。

(申請書の様式等)

第4条 規則第4条第1項の申請書の様式は、様式第1号によるものとし、補助金の交付の申請をしようとする者は別に定める日までに、知事に対して提出するものとする。

(添付書類)

第5条 規則第4条第2項第1号から第4号までに掲げる事項を記載した書類の添付は、これを要しない。

2 規則第4条第2項第5号に規定する知事が定める事項は、次に掲げる書類に記載される事項とする。

(1) 事業所要額見込明細書(様式第1号別紙(3)による。)

(2) 財源内訳書(様式第1号別紙(4)による。)

(3) その他参考となる資料

(交付の条件)

第6条 この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

(1) 事業に要する経費の配分を変更する場合には、知事の承認を受けなければならない。

(2) 事業の内容の変更をする場合には、知事の承認を受けなければならない。

(3) 事業を中止し、又は廃止する場合には、知事の承認を受けなければならない。

(4) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。

- (5) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号)第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が定める期間を経過するまで、知事の承認を受けずに、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は取り壊してはならない。
- (6) 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。
- (7) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。
- (8) 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を補助事業の完了の日(補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日)の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。
- (9) 補助事業を行うために締結する契約については、一般競争入札に付するなど県が行う契約手続の取扱いに準拠しなければならない。
- (10) 補助事業を行うために締結するいかなる契約においても、契約の相手方が一括して第三者に請け負わせることを承諾してはならない。
- (11) 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により、補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、様式第5号により知事に報告しなければならない。
なお、この報告に基づき、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部を県に納付させることがある。
- (12) この補助金に係る補助金の交付と対象経費を重複して他の補助金等の交付を受けてはならない。
- (13) この補助金を補助対象経費以外に使用してはならない。
- (14) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けてはならない。

(交付決定通知書の様式)

第7条 規則第7条の交付決定通知書の様式は、様式第2号のとおりとする。

(変更申請手続)

第8条 この補助金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更するため変更交付申請を行う場合には、第4条及び第5条に準じた手続により行うものとする。

(補助金の概算払)

第9条 知事は、必要があると認めるときは、予算額の範囲内において概算払をすることができる。

(遂行状況報告)

第10条 補助事業者は、知事の要求があったときは、補助事業の遂行状況について、当該要求に係る事項を書面で知事に報告しなければならない。

(実績報告書の様式等)

第11条 規則第13条に規定する実績報告書の様式は、様式第3号のとおりとする。

りとし、その提出は事業完了後30日以内又は補助を受けた年度の3月31日のいずれか早い日とする。

(添付書類)

第12条 前条の実績報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 事業所要額明細書(様式第3号別紙(3)による。)

(2) 財源内訳書(様式第3号別紙(4)による。)

(3) その他参考となる資料

(確定通知書の様式)

第13条 規則第14条の規定による通知は、様式第4号の交付額確定通知書により行うものとする。

(補助金の返還)

第14条 知事は、交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその金額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について返還を命ずるものとする。

(その他)

第15条 この交付要綱に定める補助対象事業については、第1条第2項の規定にかかわらず、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号)及び厚生労働省所管補助金等交付規則(平成12年厚生省・労働省令第6号)の適用がある。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

1 基準額	2 対象経費
<p>1 講座当たり (1) 消化器疾患に関する講座 $5,000 \text{千円} \times \text{講座設置月数} \div 12$</p>	<p>寄附講座を運営するために必要な次の経費</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 給与費（常勤職員給与費、非常勤職員給与費、法定福利費等） 2 材料費（薬品費、診療材料費、給食材料費、医療消耗備品費等） 3 経費（通信運搬費、消耗品費、備品購入費、光熱水費、燃料費、修繕料等） 4 その他寄附講座を運営するために必要となる経費